報道資料

発表日:平成26年9月18日 所 属:県土マネジメント部

まちづくり推進局建築課

担 当:監察係 安川 川北

電 話:0742-27-7564

内 線:4423

建築物防災週間における防災査察の実施結果

平成26年度上期の「建築物防災週間」において、適正な維持保全による建築物の安全性を確保するための定期報告が提出されていない建築物等を中心に査察対象を抽出し、下記のとおり建築物に対する防災査察を実施しました。

1 実施の目的

建築物の火災、地震、避難施設等の不備に起因する事故を未然防止するとともに建築物の所有者や管理者等の防災意識の高揚を図ることを目的として、毎年2回実施しているものです。

2 実施日

平成26年9月1日(月)から9月4日(木)の間の4日間

- 3 従事者(延べ人数 20名)
 - ・県土マネジメント部まちづくり推進局建築課

12名

• 土木事務所

8名

※ なお、下記 15箇所中11箇所については消防機関と合同で実施

4 実施結果(())内は十木事務所分で内数)

天旭和木(()ビトスは上小事務別刀(ビト剱)				
	実施対象建築物		実施結果 (件)	
			建築基準法違反(疑義	外壁材の落下防止
	建物用途	箇所	を含む)に対する是正 指導※	等に関する助言・ 指導
	物販店舗	5(1)	2 2 (4)	0 (0)
	学校等	3(0)	7 (0)	1(0)
	診療所	1(1)	4 (4)	0 (0)
	体育館	1(0)	3(0)	0 (0)
	旅館	1(0)	2(0)	0 (0)
	社会福祉施設	3 (1)	4(1)	0 (0)
	集会所	1(1)	1(1)	0 (0)
	合 計	15(4)	4 3 (1 0)	1(0)

※「違反内容〕

- 非常用照明の蓄電池が切れている。
- 排煙設備が機能しない。
- ・ 物品等の放置により、避難上必要な廊下幅が確保されていない。等

5 今後の対応

上記の指摘対象建築物の所有者に対し、指摘事項を再度文書で通知し、早期 是正を指導していきます。

また、外壁材の落下防止等の対策の早期実施を指導します。